

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年1月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	燃料プール冷却浄化系ろ過器（B）出口流量計指示調節器の点検において、電源スイッチに動作不可（固着）が認められたため、当該電源スイッチを交換	G III	
2	2号機	炉心スプレイ系（A）の定例試験に伴う非常用潤滑油ポンプの運転確認において、潤滑油入口弁上流側配管接続部より油のリーク（1秒間に2～3滴程度）が認められたため、当該接続ナットの増締めによりリークを停止及び受け容器を設置	G III	
3	2号機	原子炉建屋換気空調系の原子炉補機冷却系ポンプ室局所空調機のファン側プーリー部より異音が認められたため、原因調査後、対応検討	G III	
4	4号機	原子炉冷却材浄化系出口ストレーナ（A）1次ドレン弁の開閉表示用リミットスイッチ（開側）に動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	G III	
5	5号機	主低圧タービン（A、B、C）の点検において、軸受カバーのノックピン（9本）にカジリ傷及びネジ山の変形が認められたため、当該ノックピンを交換	G III	
6	5号機	主高圧タービンの点検において、車室抽気フランジの締付ボルト（全32本）にカジリ傷及びネジ山の変形が認められたため、当該ボルトを交換	G III	
7	5号機	主蒸気系主蒸気加減弁（No. 1, 2, 3）の点検において、スプリングハウジングのガイドローラー枠板のガイドローラー溝に摩耗が認められたため、当該ガイドローラー枠板を交換	G III	
8	5号機	主蒸気系組合せ中間弁（No. 4, 5）の点検において、弁スタンド締付ボルトにナットの固着（計5本）が認められたため、当該ボルト・ナット（計5組）を交換	G III	
9	5号機	主蒸気系主蒸気加減弁（No. 2, 3）の点検において、ブラケット内ブッシュに固着が認められたため、当該部を修理	G III	
10	5号機	制御棒駆動水圧系駆動水の差圧調整操作中、中性子計装系起動領域モニタ（c.h. D）の指示値に一時的な上昇が認められたため、原因調査後、対応検討	G III	
11	5号機	主発電機水素冷却器（B、C）の冷却水入口弁（2台）に、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
12	5号機	主タービン油タンク油冷却器（A）冷却水出口弁、同冷却器（B）冷却水入口弁及び冷却器の冷却水温度調整弁並びに同調整弁バイパス弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
13	集中環境施設	ろ過水流量積算計の点検において、同積算計前弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	集中環境施設	廃液乾燥固化系復水器ブロワ（B）入口側温水供給弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
15	集中環境施設	ペレット等固化設備ペレット粉碎機粉受部用加振器の固定用ボルトの脱落が認められたため、当該ボルトを取付け	G III	
16	その他	放射線管理区域から退域しようとした協力企業作業員の警報付個人線量計に計数異常が認められたため、原因調査後、対応検討	G III	